鹿児島県公報

平成27年3月31日 (火) 第3097号の17



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目	次

(※については例規集登載事項)

ページ

抻

則

○鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則(※)

(人事課取扱い) 1

規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第23号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則(平成5年鹿児島県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第7項前段及び同項の表部局長の項中「教育長」を「財務会計事務担当の教育次長」 に改める。

第14条第1項の表教育長の項中「教育長」を「財務会計事務担当の教育次長」に、「財務会計事務担当の教育次長」を「総務福利課長」に改め、「総務福利課長」を削る。

別表第1の3の項事務の種類の欄中「特例民法法人等」を「移行法人」に、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)を「旧民法」、」を削り、「を「法」を「(平成18年法律第50号)を「法」に改め、「、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則(平成20年鹿児島県規則第95号)による廃止前の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和58年鹿児島県規則第70号)を「規則」」を削り、同項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第23号までを5号ずつ繰り上げ、同表中31の項を32の項とし、25の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ、同表24の項第9号中「法35②、」を削り、「33②」を「33③」に改め、同項第10号中「法36、」を削り、同項に次の2号を加え、同項を同表25の項とする。

(11) 行政指導の中止等		\circ		\circ	所長	
の求めの処理(条例						
35③)						
(12) 処分等の求めの処		\bigcirc		\bigcirc	所長	
理 (法36の3, 条例						
36③)						

別表第1の23の項の次に次の1項を加える。

24 特定個	(1) 基礎項目			\circ				
人情報保	評価書等の							
護評価の	作成 (法27							
実施に関	①,規則 2							
する事務	Ι Π)							
この項	(2) 法第27条			\circ				

		70 70 EG	71		11/		1 /*/	ν	, ,	,, 01		(/ / /	.,	
	中行に 続特に を は大 を はしする の の の の の の の の の の の の の													
	のに法成律を特情評す(年人護規号「と利関律25第「定報価る平特情委則)規い用す(年号法個保に規成定報員第一則う等る平法),人護関則26個保会1を」。	14①③)					0							
另	川表第6人事	課(行政管理室	を含む	,)	の表	10	項事	務の	植類	の欄	中「	地方目治	法(」	の次

別表第6人事課(行政管理室を含む。)の表1の項事務の種類の欄中「地方自治法(」の次に「昭和22年法律第67号。」を加え、同表2の項第3号中「252の2②」を「252の2の2②」 に改め、同表8の項第4号中「及び費用弁償」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 非常勤職員の通勤		\circ				
に要する費用に相当						
する額の算出方法の						
決定(報酬等条例5						
3)						

別表第6人事課(行政管理室を含む。)の表13の項事務の種類の欄中「民事訴訟法(明治23年法律第29号)」を「民事訴訟法(平成8年法律第109号)」に改め、「鹿児島県職員服務規程」の次に「(昭和35年鹿児島県訓令第25号)」を加え、同項第1号中「中」を「において」に、「272」を「191①」に改め、同項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 部長等の配偶者同		0					
行休業又は配偶者同							
行休業の期間の延長							
の承認及び配偶者同							
行休業の取消し(地							
公法26の6①④⑥,							
服務規程15の8)							
(4) 次長又は課長(そ			\circ				
れぞれの相当職を含							
む。)の職にある者							
の配偶者同行休業又							
は配偶者同行休業の							
期間の延長の承認及							

防止対策 |

推進法

が発生した

旨の報告の

(平成25 | 受理(法30

年法律第	①, 31①,						
71号。以	32①)						
下この項	(2) 重大事態		\circ				
中「法」	に係る調査						
という。)	の結果につ						
の施行に	いての再調						
関する事	査の実施						
務	(法30②,						
	31②, 32②)						
	(3) 県立学校		\circ				
	に係る再調						
	査の結果の						
	議会への報						
	告 (法30③)						

別表第6市町村課の表1の項第18号中「25124⑤」を「2512⑤⑥」に改め、同項第19号中 「174の6」を「174の6②③」に改め、同項第20号中「(法251の2②」を「等(法251の2②、 政令174の6 ④」に改め、同項中第56号を第63号とし、第50号から第55号までを7号ずつ繰り 下げ、同項第49号中「5」を「5①」に改め、同号を同項第56号とし、同項中第48号を第55号 とし、第44号から第47号までを7号ずつ繰り下げ、同項第43号中「数県」を「数都道府県」に、 「組合の解散」を「解散等の総務大臣への」に改め、同号を同項第50号とし、同項第42号中 「数県」を「数都道府県」に、「組合の設立許可等の処分」を「設置等の許可及び設置の勧告」 に改め、同号を同項第49号とし、同項第41号中「広域連合」を「都道府県の加入しない広域連 合」に改め、「及びその旨の公表」を削り、同号を同項第48号とし、同項第40号中「広域連合」 を「都道府県の加入しない広域連合」に. 項第47号とし、同項第39号中「広域連合の組織団体数」を「都道府県の加入しない広域連合の 構成団体数」に改め、「及びその旨の公表」を削り、同号を同項第46号とし、同項第38号中 「一部事務組合」を「都道府県の加入しない一部事務組合」に改め、同号を同項第45号とし、 同項第37号中「一部事務組合」を「都道府県の加入しない一部事務組合」に、「組合の経費」 に改め、同号を同項第44号とし、同項第36号 中「一部事務組合の組織団体数」を「都道府県の加入しない一部事務組合の構成団体数」に改 め、同号を同項第43号とし、同項第35号中「一部事務組合」を「都道府県の加入しない一部事 務組合」に、「設立」を「設置」に改め、同号を同項第41号とし、同号の次に次の1号を加え る。

(42) 市町村に対する一		\bigcirc				
部事務組合又は広域						
連合の設置の勧告等						
(法285の2①②)						

別表第6市町村課の表1の項中第34号を第40号とし、第29号から第33号までを6号ずつ繰り下げ、同項第28号中「市町村等の事務の一部を他の市町村等へ委託することについて」を「市町村の事務の一部の他の市町村への委託又は他の市町村での代替執行」に、「〔252の2④」を「、252の16の2③〔252の2の2④」に改め、同号を同項第34号とし、同項第27号中「市町村等への委託等」を「市町村への委託又は他の市町村での代替執行」に、「〔252の2②」を「、252の16の2③〔252の2の2②」に改め、同号を同項第33号とし、同項第26号中「協議会」を「都道府県の加入しない協議会」に、「委員会」を「機関」に、「252の2②」を「252の2の2②」に改め、同号を同項第32号とし、同項第25号中「協議会」を「都道府県の加入しない協議会」に、「委員会」を「機関」に、「についての」を「の」に、「252の2④」を「252の2の2④」に改め、同号を同項第31号とし、同項第24号中「協議会」を「都道府県の加入しない協議会」に、「委員会」を「機関」に、「252の2②」を「252の2②」に、「委員会」を「機関」に、「252の2②」を「252の2②」に、

		を	0 13	改め	,同	号を	同耳	頁第	30号	 と	L,	同項	第2	23号	を同	項第24号	と
し	,同号の次に	次の5号を	」 加える。														
	(25) 市町村間			0											具	す 政課合	
	約に係る約	分争の処理	人事課												諄	とは,増	
	方策の提示	下を行う自													割	領補正を	
	治紛争処理	里委員の任													肖	半う場合	
	命等(法:															こ限る。	
	2①, 政																
	2)	,, _, _															
		引の連携協			0												
	約に係る総																
	方策の提示																
	申請の取り																
	ての同意																
	0302																
	1740 8 3																
	(27) 処理方領					0											
	WEDI																
	経過につい 紛争処理																
	る報告の要																
	1740 8 4																
	(28) 市町村間																
	約の締結等																
	処理(法:	2520) 2 (2)															
	(a) + m + h)	-11 -7 -															
	(29) 市町村に					0											
	町村間の連																
	締結の勧	告(法252															
	Ø 2 (5)	Li des Li		<u> </u>) tot		<u> </u>		tata .)			. ,		H ./.]
	別表第6市町		の項中第	第22号	を第	523号	ا لح 🕆	L,	第2	1号?	を第	22号	ط.	U, ĝ	第20	号の次に	次
の	1号を加える		T	1	ı	Ι	1						1				1
	(21) 調停の経					0											
		分争処理委															
	員に対する																
	求(政令1																
	別表第6市町					-						-					
	表20の項第1		_												•		0
項	とし,11の項	から18の項	までを1	項ず	[*] つ線	り下	゙ゖ゙,	10	の項	[の]	欠に	次の	1 -	項を力	加え	る。	
	11 連携中	(1) 連携「	中枢					\bigcirc									
	枢都市圏	都市宣言	書書														
	に関する	の写しの	り処														
	事務	理															
		(2) 連携ロ	中枢					\bigcirc					Ī				
		都市圏刑															
		に係る道	車携														
		協約等及	支び														
		連携中村	区都														
		市圏ビジ															
		ンの写し															

1 1	An ≠⊞	1	ı	1	1	ı	1	1	1	ı	1		ı	i
	処理	÷ Ш					_							
	(3) 関係市													
	村に対す													
	助言及び	〉文												
	援	-T-1-76-	~~ \/r	_ [89		<i>b b</i> 1		- 2/	, ,			1 1 1 1	hall]
別表第6税務訓														
(昭和38年鹿児島											弗21方	12し	, 第19号	· E
第20号とし,第1	1	テとし,	男Ⅱ	号の:	_	火の	1 方	· ど ル	スる	0				_
(18) 控除対象					\circ									
指定等(規														
\mathcal{O} 2 $\textcircled{4}$, 14	(0) 3, 14													
$\mathcal{O}(423)$	F76 1	6 + 1	-	+ 7k	o 1±	VIII O		. Г≕+	(T \)(Γ= + /	· \1. &-&-) = =/	Ш
別表第6総務事		一の表1	の垻	事務	の種	類の	欄牛	1 諸	于当	」と	諸寺	当等	・」に改め	,
同項に次の2号を		. 	ı		1				1	1 1			t- am A	1
(12) 非常勤職		人事課				0							人事課合	
に要する費													義は、別	
する額とし													こ定める	
た費用弁償	*												場合に限	
定及び改定												7	5.	
ものを除く														-
(13) 非常勤職														
に要する費														
する額とし														
た費用弁償	-													
定及び改定														
ものに限る]
別表第6生活・		肖費者行政	攻推社	進室を	含ま	P.)	のま	長 5 0	り項第	第3号	を次の	つよう	に改める	0
(3) 共済事業					\circ									
理の他の経	7													
金運用等の	=													
50の4ただ														
別表第6生活。												第19	号とし,	第
4 号から第17号		ずつ繰り	下げ	,第	3 号	の次	に次	(の1	号を	加え	る。			7
(4) 資産運用					\circ									
の承認(法	50の14た													
だし書)														
別表第6生活。	・文化課()	肖費者行	政推	進室	を含	む。) O	表 6	の項	を次	のよう	に改	める。	-
6 不当景	(1) 事業者	た												
品類及び	対する資	料												
不当表示	の提出の)要												
防止法	求及びそ	· の												
(昭和37	結果の消	費												
年法律第	者庁長官	~												
134号)	の報告	(法												
の施行に	4②, 政	令												
関する事	10(1)(2)							[
務	(2) 違反行	為		C)									
この項	をした事	業												
中不当景	者等に対	けす												
品類及び	る措置命	令												

庁長(法6, 政令10①②) (3) 事の収検施の費へ (3) 事の収検施の費へ (3) 事の収検施の費へ (3) 事の収検施の費へ (3) 事の収検施の費の (3) 事の収検施の費の (3) 事の収検を (4) でのにの (5) でのにの (5) でのにの (5) でのにの (5) でのにの (5) でのにの (5) でのにの (5) でのにの (5) でのにの (6) での (6)				0					0	地域局支長	地興及庁は告収立査実限域局び、の及入等施る振長支長報徴び検のに。
(4) 消費者,事業者等に対する法の					0						
	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業報告の収検施の費へ法分がの立のにの費へ法者ののででで、 第では、 でででで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業告が 事報及査が の徴検施がまの 実のでに でででいる。 ででは、での でででででいる。 でででででででいる。 でででででででででいる。 ででででででででいる。 でででででででいる。 でででででででいる。 ででででできる。 でででででできる。 ででででできる。 できる。 できる。	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業告か らの投資者の 徴収検並立 入権があるの 実施結構での 消費へほの では、 できるでででででである。 では、 できるででである。 では、 できるとの では、 できるとの できる。 できるとの できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業者か らの報告の 徴収及査がの 実施が立 入検がでいる。 大をでいる。 大をでいる。 では、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業者か らの報告の 徴収及査等の 実施結果の 消費者所 では、9①、 政令10①②) (4) 消費者、 事業者等に 対する法の	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業者か らの報告の 徴収及査等の 実施結果の 消費者所 では、1000②) (4) 消費者, 事業者等に 対する法の	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業者か らの報告の 徴収及で立 入検査等の 実施並果の 消費者庁長 官への報告 (法9①, 政令10①②) (4) 消費者, 事業者等に 対する法の	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業者か らの報告の 徴収及び立 入検査等の 実施並びに その結果の 消費者庁長 官への報告 (法9①, 政令10①②) (4) 消費者, 事業者等に 対する法の	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業者か らの報告の 徴収及び立 入検査等の 実施並びに その結果の 消費者庁長 官への報告 (法9①, 政令10①②) (4) 消費者, 事業者等に 対する法の	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業者か らの報告の 徴収及び立 入検査等の 実施並びに その結果の 消費者庁長 官への報告 (法9①, 政令10①②)	報告(法6, 政令10①②) (3) 事業者か らの報告の 徴収及び立 入検査等の 実施並びに その結果の 消費者庁長 官への報告 (法9①, 政令10①②) (4) 消費者, 事業者等に 対する法の

別表第6青少年男女共同参画課(男女共同参画室を含む。)の表13の項第1号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に、「3」を「3①③⑨」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第2号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る			0			
市町村長との協議 (法3⑥)						
(3) 幼保連携型認定こ		0				
ども園以外の認定こ						
ども園の認定をしない。						
い場合の通知(法3 8)						

別表第6青少年男女共同参画課(男女共同参画室を含む。)の表13の項第5号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に、「10①②」を「7①②」に改め、同項第6号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に、「10③」を「7③」に改め、同項第7号を削り、同項第8号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に、「8①」を「11①」に改め、同号を同項第21号とし、同項第6号の次に次の14号を加える。

(7) 幼保連携型認定こ ども園の設置等の届			0			
出の処理(法16)						
(8) 幼保連携型認定こ		0				
ども園の設置等の認 可(法17①)						
(9) 幼保連携型認定こ						
ども園の設置等の認						
可に係る子ども・子						
育て支援会議の意見						

の聴取(法17③)											
(10) 幼保連携型認定こ					0						
ども園の設置の認可											
に係る市町村長との											
協議 (法17⑤)											
(11) 幼保連携型認定こ				0							
ども園の設置の認可											
をしない場合の通知											
(法17⑦)											
(12) 幼保連携型認定こ					0						
ども園の設置者又は											
園長に対する報告の											
徴収等(法19①)											
(13) 幼保連携型認定こ				0							
ども園の設置者に対											
する改善勧告及び改											
善命令 (法20)											
(4) 幼保連携型認定こ				0							
ども園の設置者に対											
する事業停止命令											
(法21①)											
(15) 幼保連携型認定こ					0						
ども園の設置者に対											
する事業停止命令に											
係る子ども・子育て											
支援会議の意見の聴											
取 (法21②)											
(16) 幼保連携型認定こ				0							
ども園の設置等の認											
可の取消し(法22①)											
(17) 幼保連携型認定こ					0						
ども園の設置等の認											
可の取消しに係る子											
ども・子育て支援会											
議の意見の聴取(法											
22②)											
(18) 認定こども園の教					0						
育・保育等に関する											
情報の提供(法28)											
(19) 認定こども園の変					0						
更の届出の処理(法											
29)											
(20) 認定こども園の設					0						
置者に対する報告の											
徴収等 (法30)											
別表第6青少年男女共同	参 面锂 (里士	# 同	会 面	会た	今ね)	の丰	150	百笠 7 早	<u>th [400) 4</u>

別表第6青少年男女共同参画課(男女共同参画室を含む。)の表15の項第7号中「40の4」を「40の5」に改め、同項中第18号を第20号とし、第13号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 学校法人からの報		0				
告の徴収及び立入検						

検査等の実施等(法

56(1)(4)											
(7) 特定教育・保育提					\bigcirc						
供者の業務管理体制											
の整備に関する基準											
遵守の勧告及び公表											
並びに勧告に係る措											
置命令及び公示等											
(法57)											
(8) 特定教育・保育提											
					0						
供者からの教育・保											
育情報の報告の処理											
(法58①)											
(9) 教育・保育情報の					\circ						
公表 (法58②)											
(10) 特定教育·保育提					\circ						
供者に対する教育・											
保育情報の調査の実											
施 (法58③)											
(II) 特定教育·保育提				\circ							
供者に対する報告若											
しくは報告内容の是											
正又はその調査を受											
けることの命令(法											
584)											
(12) 特定教育・保育提											
					\circ						
供者に対する報告若											
しくは報告内容の是											
正又はその調査を受											
けることの命令の市											
町村長への通知(法											
58⑤)											
(13) 教育・保育提供者				\circ							
に対する確認の取消											
し又は確認の全部若											
しくは一部の効力停											
止が適当である旨の											
市町村長への通知											
(法58⑥)											
(ii) 教育・保育の質及					0						
び担当職員情報(教											
育・保育情報を除											
く。) の公表(法58											
(r) + = + 7 18 + 7											
(15) 市町村子ども・子					\circ						
育て支援事業計画の											
策定又は変更に係る											
協議についての決定											
等 (法61⑨⑩)											
別表第6情報政策課の表		を4	の項	とし	, 1	の項	の次	に次	の2	項を加え	る。
9 曲目包 壬結笙/	- KG			1		¬ l ¯		1	1	1	

別表第6地域政策課の表10の項中第1号及び第2号を削り,第3号を第1号とし,第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ,同項第7号中「並びに活動物品の支給」を削り,同号を同項第5号とする。

別表第6交通政策課の表中3の項を4の項とし、2の項の次に次の1項を加える。

会の意見聴 取(規則7

3 自動車	(1) 県公安委			0			
運転代行	員会が自動						
業の業務	車運転代行						
の適正化	業の認定又						
に関する	は認定を拒						
法律(平	否する処分						
成13年法	をすること						

/井/笠[7 日.)	1 についての	İ	ĺ	ı	i i	1	Ī	1	1	l i
律第57号)	についての									
の施行に	協議及び同									
関する事	意(法5④,									
務	政令7①)									
この項	(2) 県公安委					0				
中自動車	員会が自動									
運転代行	車運転代行									
業の業務	業の認定を									
の適正化	取り消すこ									
に関する	とについて									
法律を	の協議及び									
「法」,	同意(法7									
自動車運	②, 政令7									
転代行業	(a) 4 51 ± 77									
の業務の	(3) 自動車運					\circ				
適正化に	転代行業者									
関する法	の自動車運									
律施行令	転代行業約									
(平成14	款の届出の									
年政令第	処理(法13									
26号)を	③, 政令7									
「政令」										
という。	(4) 自動車運					\circ				
	転代行業を									
	営む者から									
	の報告の徴									
	収及び立入									
	検査等の実									
	施(法21②,									
	政令7①)									
	(5) 自動車運				0					
	転代行業者									
	に対する措									
	置の指示及									
	び県公安委									
	員会に対す									
	る通知(法									
	22②, 政令									
	7①)									
	(6) 県公安委				0					
	員会に対す									
	る自動車運転は行業の									
	転代行業の									
	停止命令の									
	要請(法23									
	②,政令7 ①)									
	(7) 県公安委					0				
	員会が自動					\cup				
	車運転代行									
1	中度物[[1]	<u> </u>		<u> </u>						<u> </u>

業の停止命 令をするこ とについて の協議と3 ③, 政令 7						
①) (8) 県公 委 員 運 の 会 手 で を に 協 意 で と に 協 意 で と に 協 意 で で で び で び で で で で で で で で で で で で で で			0			

別表第6 廃棄物・リサイクル対策課の表9の項事務の種類の欄中「特定製品に係るフロン類 の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律(」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法 律を」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を」に、「特定製品に係る フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則(平成13年経済産業省・環境省 令第13号」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経 済産業省・環境省令第7号」に改め,同項第11号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フ ロン類充塡回収業者」に、「7」を「49」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「第 一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、「立入検査」の次に「等」 を加え、「44①」を「92①」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「第一種フロン類 回収業者 | を「第一種フロン類充塡回収業者 | に、「43 | を「91 | に改め、同号を同項第11号 とし、同項第8号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「24」 を「49」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「第一種フロン類回収業者」を「第一 種フロン類充塡回収業者」に、「23」を「48」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中 「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「回収量」を「充塡量」 に、「22③」を「47③」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第一種フロン類回収 業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に,「(法17」を「並びにそれらの通知(法35〔29 ②〕」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種 フロン類充塡回収業者」に、「16」を「34」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中 「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「15①」を「33①」に改 め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充 塡回収業者」に、「13①」を「31①」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第一種 フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に,「更新」を「登録の更新」に, 「9①, 10, 11, 12」を「27①, 28, 29, 30」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号 及び第2号として次の2号を加える。

`		C 741. C 0	U					
	(1) 第一種特定製品の				0			
	管理者に対する指導							
	及び助言 (法17)							
	(2) 第一種特定製品の			0				
	管理者に対する措置							
	の勧告、その勧告に							
	従わない旨の公表及							
	びその勧告に係る措							

置命令(法8)											
別表第6自然保護課の表	3の項第	19号中	「大陽	地域	振興	局長	」を	「北	薩地域振	興局長	大

別表第6目然保護課の表3の頃第19号中「大隅地域振興局長」を「北陸地域振興局長」大隅地域振興局長」に改め、同項第31号及び第32号中「大隅地域振興局長」大島支庁長」を「北陸地域振興局長」大隅地域振興局長は」を「北陸地域振興局長は」を「北陸地域振興局長は」に改め、同項第34号所長名の欄中「大隅地域振興局長」を「北陸地域振興局長」大隅地域振興局長」に改め、同号備考の欄中「大隅地域振興局長」を「北陸地域振興局長、大隅地域振興局長」に改め、同表注中「大隅地域振興局長」を「北陸地域振興局長、大隅地域振興局長」に改める。

別表第6環境保全課の表3の項第10号中「18の18」を「18の19」に改め、同項第17号中「27 ④」を「27③」に改め、同表5の項事務の種類の欄中「。以下この項中「法」という。」を削り、「土壌汚染対策法施行令」を「土壌汚染対策法を「法」、土壌汚染対策法施行令」に改め、同項中第33号を第41号とし、第32号を第40号とし、第31号を第39号とし、同項第30号中「54①③④」を「54①③④⑤」に改め、同号を同項第38号とし、同項第29号を同項第30号とし、同号の次に次の7号を加える。

)伙に伙の子芳を加える。											
(31) 指定調査機関の変					\circ						
更の届出の処理(法											
35)											
② 指定調査機関に対				\circ							
する土壌汚染状況調											
査等の実施等の命令											
(法36③)											
(3) 指定調査機関の業					\circ						
務規程の届出(変更											
の届出を含む。)の											
処理 (法37①)											
(34) 指定調査機関に対				0							
する措置命令(法39)											
(35) 指定調査機関の業					\circ						
務の廃止の届出の処											
理 (法40)											
(36) 指定調査機関の指				\circ							
定の取消し (法42)											
(37) 指定調査機関の指				\circ							
定等の公示 (法43)											
即主体を理控化へ細の主	この活出	生のの	口 ナ.	生のの	П 1,	1	竺10	ロム、	2 经	の7日ナベ	ナ、1 ローギ

別表第6環境保全課の表5の項中第28号を第29号とし、第19号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項第18号中「変更」の次に「の届出」を加え、同号を同項第19号とし、同項中第17号を第18号とし、第2号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「3①」を「3① ただし書」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 指定調査機関の指		0				
定及び指定の更新						
(法3①, 32①)						

別表第6保健医療福祉課の表4の項中第82号を第85号とし,第42号から第81号までを3号ずつ繰り下げ,同項第41号中「30の12①」を「30の23①」に改め,同号を同項第44号とし,同項第40号を同項第41号とし,同号の次に次の2号を加える。

İ	(42) 市町村等に対する			\circ				
	病床機能報告対象病							
	院等に関する情報の							
	提供の要求(法30の							
	13③)							
	43) 病床機能報告対象		\circ					

病院等の開設者に対							
する報告又は是正の							
命令及び命令に従わ							
なかった場合の公表							
(法30の13⑤⑥)							
	 		F		 	 1.11. 1.1.	

別表第6保健医療福祉課の表4の項第39号中「医療機能」を「医療提供施設の機能」に、「要求」を「提供の要求」に改め、同号を同項第40号とし、同項第38号中「及び市町村」を「、市町村」に、「から」を「及び保険者協議会から」に、「30の4⑫」を「30の4⑭」に改め、同号を同項第39号とし、同項第37号中「30の4⑪」を「30の4⑬」に改め、同号を同項第38号とし、同項第36号中「30の4①⑬」を「30の4①⑮」に改め、同号を同項第37号とし、同項第35号の次に次の1号を加える。

(36) 病床の機能等に関			\circ			
する報告の処理及び						
公表並びに厚生労働						
大臣への情報の提供						
(法30の3の2,30						
Ø13(1)(2)(4))						

別表第6社会福祉課の表11の項事務の種類の欄中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に、「中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を」を「中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律を」 に改め、同項第47号を同項第48号とし、同項第46号の次に次の1号を加える。

(47) 配偶者支援金の支					\circ	地域振	
給の開始,変更,停						興局長	
止及び廃止の決定及						支庁	
び通知 (法15③〔14						長	
④〔生活保護法24③							
9, 25①②, 26〕)							

別表第6社会福祉課の表に次の1項を加える。

25 生活困	(1) 生活困窮					\bigcirc	地域振	
窮者自立	者住居確保						興局長	
支 援 法	給付金の支						支庁	
(平成25	給 (法5①)						長	
年法律第	(2) 生活困窮			0				
105号)	者就労訓練							
の施行に	事業の認定							
関する事	(法10①)							
務	(3) 認定生活		0					
この項	困窮者就労							
中生活困	訓練事業の							
窮者自立	認定の取消							
支援法を	し (法10③)							
「法」,	(4) 生活困窮					\bigcirc	地域振	
生活困窮	者住居確保						興局長	
者自立支	給付金の不						支庁	
援法施行	正利得の徴						長	
規則(平	収(法12①)							
成27年厚	(5) 生活困窮					\circ	地域振	
生労働省	者住居確保						興局長	

△第1c旦)	公什人の巫	1 1	1		ı			支庁	1
令第16号)									
を「省令」	給者等に対							長	
という。	する報告又								
	は文書その								
	他の物件の								
	提出等の命								
	令等(法15								
	(6) 認定生活				\circ				
	困窮者就労								
	訓練事業を								
	行う者等に								
	対する報告								
	の要求(法								
	15②)								
	(7) 官公署等						0	地域振	
	に対する資							興局長	
	料提供等の							支庁	
	要求(法16							長	
	①)								
	(8) 生活困窮						\circ	地域振	
	者住居確保							興局長	
	給付金の受							支庁	
	給者等が居							長	
	住する住宅								
	を賃貸する								
	者等に対す								
	る住宅の状								
	況の報告の								
	要求(法16								
	2)								
	(9) 生活困窮						\circ	地域振	
	者住居確保							興局長	
	給付金の受							支庁	
	給者に対す							長	
	る指示(省								
	令14②)								
	(10) 指示に従						\circ	地域振	
	わない生活							興局長	
	困窮者の生							支庁	
	活困窮者住							長	
	居確保給付								
	金の不支給								
	の決定(省								
	令15)								
	(11) 認定生活		_		0				
	困窮者就労								
	訓練事業を								
	行う者の変								
	更の届出等								
•	•							l.	ı

_		鹿	児	島	県	公	報	ŧ	7	区成2	27年	3 ,	月 31	l 目	(火	:)	育30)97 5	号の	17
	1	T)処理	(省	I	I	ı	1	1	1	1	١		1	1		ı			1
			322, 2																	
	別表第6介護				L D 項 中	 □第1	04号	・を削		第10	 05号	を含	第10	4 另	トレレ	· 第	等10	6号	から	」 第
11	14号までを 1 号																			/14
	(115) 市町村				711				Ť	1	Ť	T	($\supset T$	地垣					
	る報告の徴														興局	引長				
	言等の実施															え庁				
	3)														長					
	別表第6健康5	曽進	課の表	1の	項中	第32	号を	第3	5号と	し,	第2	1号	から	第:	31号	まで	を	3 号	ずつ	繰
ŋ	下げ,第20号	を削	り,第	19号	を第	22号	とし	, 同	号の	次に	次の	1	号を	·加;	える。	0				
	(23) 指定医療								0											
	称変更等に	係る	5届出																	
	の処理(政	(令1:	2, 22																	
	②)																			
	別表第6健康5	曽進	課の表	1の	項中	第18	号を	第2	日号と	:し,	第1	7号	を第	£20-	号と	l,	同耳	頁第	16号	中
	「認定」の次に	「及	びその	旨の	通知	」を	,	T33(<u>3</u>)] 0	次に	Ι,	政	令22	20	」を	加え	, [ī	司号	を同	項
第	519号とし,同コ	項中?	第15号	を第	18号	とし	,第	55号	から	第14	1号급	きで	を3	号	ずつ	繰り	下机	ť,	同項	第
4	号中「21」の	欠に	「, 政	令22		を加	え,	同号	を同]項第	§ 7 5	きと	l,	同.	項第	3 号	中	۲ ₁₈	\bigcirc	0)
次	に「, 政令220		を加え	,同	号を	同項	第6	号と	L,	同項	第2	号	の次	にに	火の	3 号	をた	旧え	る。	7
	(3) 指定医療								0											
	定及び辞																			
	(法12①②),	文令22																	
	1)																			
	(4) 指定医療																			
	定の取消し	(法	12(3),																	
	政令22①)	- L/L/. 🗆 t	-																	
	(5) 指定医療																			
	導 (法13②), 哟	7年22																	
		1 111 141	细小士	. 1 a	\ 75 d	# ₹\# a	\ 1=f- \	KE D.		Г <i>тЬ</i> -	<u> </u>		D 1/4) ~	Г =	÷# +#	1.3/-	+ +/ -	رات <u>۱</u> ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	
	別表第6健康:																			
	(昭和33年厚生学						_								_		_		-	
	頁中第8号を削)次に次の1号			化労	07		,牙	5 Z 75	-W+0	9分り	方す	- C	& I	7	9 -);	深り	1, 1), .	毎Ⅰ	ク
V.	(2) 調理師養			I																1
	指定及びそ																			
	(法3 I,																			
	別表第6健康			<u>4</u> の	項第	9 号	事項	」 iの楣	上を次	のよ	うに	.改	める				l			J
	(9) 指定養成	-]	~//	0 .5	4. /	V -> 1M	, C ,	, 0.	, , ,	- 5/	• > 0	0						
	定に係る変																			
	(政令1の																			
	別表第6健康		課の表	4の	項第	10号	中	「調理	師養	成施	設」	を	「指	定	養成	施設] (٥,	「経	由
((政令1の4」																			
成	・ 施設」に,「紅	経由	(政令	1の	5]	を「	処理	! (政	(令 1	Ø 4] [2改	め,	同	項第	14号	- 及で	び第	15号	を
削	」り,同項第16号	子中	「17」 :	を「1	[6] <i>[</i>	こ改と	か,	司号	を同り	頁第1	4号	とし	, F	可項	に次	の1	号る	を加	える	0
	(15) 指定養成	施設	その入						0											
	学に関する	学力	」の認																	
	定(規則附	<u>則</u> ③	VII)																	
	別表第6健康均	曽進!	課の表	に次	の1	項を	加え	る。												-
	10 難病の	(1)	特定图	医療					(\circ										
	患者に対	婁	もの 支	え給																

する医療	(法5①)		1					
等に関す	(2) 指定医療					0	難病相	
る法律	機関の指定						談・支	
(平成26	及び指定の						援セン	
年法律第	更新(法5						ター所	
50号)の	①, 15)						長	
施行に関	(3) 支給認定					0	難病相	
する事務	のための診					0	談・支	
この項	断をする医						援セン	
中難病の	師(以下こ						ター所	
患者に対	の項中「指						長	
する医療	定医」とい						K	
等に関す								
る法律を	定及び指定							
「法」, 難病の患	の更新(法							
	6①,省令							
者に対する医療等	17②) (4) 特定医療					\bigcirc	おおったと	
る医療等に関する	(4) 特定医療 に係る支給					\bigcirc	難病相 談・支	
法律施行	認定,支給						接セン	
	·							
規則(平	認定をしな						ター所 長	
成26年厚	いことに関						文	
生労働省	する審査請							
令第121	求,指定医療機関の選							
号)を「少会」	療機関の選							
「省令」	定及び医療							
という。	受給者証の							
	交付(法7							
	(1)(2)(3)(4)							
	省令24)							
	(5) 特定医療			0				
	費の支払							
	(法7⑦)							
	(6) 指定難病			0				
	審査会の委							
	員の任命							
	(法8②)						##\=\=\	
	(7) 特定医療					\circ	難病相	
	の支給認定						談・支	
	の変更の認						援セン	
	定 (法10②)						ター所	
	(0) #+ +> +- +>						長数点担	
	(8) 特定医療					\circ	難病相	
	の支給認定						談・支	
	の取消し等						援セン	
	(法11)						ター所	
							長二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
	(9) 指定医療					\circ	難病相	
	機関に対す						談・支	
	る特定医療						援セン	

鹿 児 島 県 公 報 平成27年3月31日 (火)第3097号の17

1 1	の実施に関		1			ı		ı	ター所	i i
	する指導								長	
									文	
	(法18)								##/	
	(10) 指定医療						0		難病相	
	機関の変更								談・支	
	の届出の処								援セン	
	理(法19)								ター所	
									長	
	(11) 指定医療						0		難病相	
	機関の指定						0		談•支	
	辞退の処理								援セン	
	(法20)								ター所	
_	()								長	
	(12) 指定医療				\circ					
	機関等に対									
	する特定医									
	療の実施に									
	関する報告									
	及び帳簿書									
	類等の提出									
	等の命令並									
	びに検査等									
	の実施(法									
	21①)									
	(13) 特定医療			\circ						
	費の支払の									
	一時差止め									
	(法21④)									
	(14) 指定医療				\circ					
	機関の開設				Ü					
	者に対する									
	規定遵守の									
	勧告及び公									
	表並びに勧									
	告に係る措									
	置命令及び									
	公示 (法22)									
	(15) 指定医療			\circ						
	機関の指定									
	の取消し又									
	は指定の全									
	部若しくは									
	一部の効力									
	停止 (法23)									
	(16) 指定医療				\circ					
	機関の指定									
	等の公示									
	(法24)									
	(17) 特定医療				0					
	費の審査及				-					
1	京で田旦八		j .					l		

鹿 児 島 県 公 報 平成27年3月31日 (火)第3097号の17

~10 	i i	ı			1		ĺ	ſ	ī
び支払(法									
25(1)(3)(4)				_					
(18) 特定医療				\circ					
費の不正利									
得の徴収									
(法34①)									
(19) 指定医療				\circ					
機関からの									
特定医療費									
の不正利得									
の徴収(法									
34②)									
(20) 指定難病							0	保健所	
の患者等に								長難	
対する特定								病相談	
医療費の支								・支援	
給に関する								センタ	
報告又は文								一所長	
書その他の									
物件の提出									
等の命令等									
(法35①)									
(21) 特定医療							\bigcirc	保健所	
費等に係る								長 難	
官公署等に								病相談	
対する資料								・支援	
又は報告の								センタ	
要求 (法37)								一所長	
(22) 指定医の				0					
研修の実施									
(省令17①)									
(23) 指定医の						0		難病相	
変更又は辞)		談・支	
退の届出の								援セン	
処理(省令								ター所	
								長	
19, 20①)								又	
(24) 指定医の			0						
指定の取消									
し又は指定									
の効力停止									
(省令20②									
34)									
(25) 指定医の				\circ					
指定等の公									
表(省令21)									
(26) 医療受給						0		難病相	
者証の再交								談・支	
付(省令26)								援セン	
,								ター所	
								長	
		l .							

別表第6子ども福祉課の表2の項中第63号を第64号とし、第1号から第62号までを1号ずつ 繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える

e <u>リーり</u> , 四項に第1万乙	して扱い	1 7	と加	んる	0				
(1) 指定児童福祉司養				0					
成施設等の指定及び									
その取消し(法13②									
I, 政令3の2⑩)									
別表第6子ども福祉課の	表2の項	に次	の2	号を	加え	る。			
65) 指定児童福祉司養					\circ				
成施設等の指定に係									
る変更の承認及び届									

 \bigcirc

出の処理(政令3の 2(3(4))(66) 指定児童福祉司養 成施設の長等からの 報告の処理並びに当 該長等に対する報告 の要求並びに指導及 び検査の実施(政令 3 0 2 5 6 7)

別表第6子ども福祉課の表5の項事務の種類の欄中「母子及び寡婦福祉法(」を「母子及び 父子並びに寡婦福祉法(」に、「母子及び寡婦福祉法を」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法 を」に,「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に,「母 子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「母子福祉資 金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」を「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福 祉資金の貸付けに関する規則」に改め、同項第1号中「及び」の次に「父子福祉資金並びに」 を加え、「32①③」を「31の6①②③④、32①②④」に改め、同項第2号中「32④」を「31の 65,325」に改め、同項第4号中「372」を「31の65,375」に改め、同項第5号中「11」 の次に「,31の7」を加え,同項第6号中「12」の次に「,31の7」を加え,同項第7号中 「13」の次に「,31の7」を加え、同項第8号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」 に改め,「15①Ⅲ」の次に「,31の7,38」を加え,同項第9号中「母子福祉団体」を「母子 ・父子福祉団体」に改め、「15② I Ⅱ」の次に「,31の7,38」を加え、同項第10号中「母子 福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「理事」を「役員の」に改め、「15②Ⅲ」の次に「、 31の7、38」を加え、同項第11号中「16」の次に「、31の7」を加え、同項第12号中「17」を 「17ただし書,31の7」に改め,同項第13号中「19」を「19①,31の7」に改め,同項第14号 中「状況」を「の状況」に、「38」を「31の7,38,省令1の4」に改め、同項第19号中「9」 の次に「, 16」を加え、同項第22号中「母子家庭自立支援給付金」の次に「及び父子家庭自立 支援給付金」を、「31」の次に「、31の10」を加え、「29、30」を「27、28、29、31の9」に 改め、同項第23号事項の欄を次のように改める。

(23) 教育訓練の講座の 指定(省令6の7, 6 の17の 7)

別表第6子ども福祉課の表5の項第24号から第26号までを削る。

別表第6薬務課の表1の項事務の種類の欄中「薬事法(」を「医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(」に、「薬事法を」を「医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律を」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項第3号中 「管理者」を「管理者等」に、「7③」を「7③ただし書、17④、23の2の14⑥、39の2②た だし書,40の6②ただし書,68の16②,政令80①IV②IV③V」に改め,同項第4号中「処理 (法8の2)を「処理及び市町村等に対する薬局に関する情報の提供の要求(法8の2①②④

鹿児島県公報

⑤」に改め、同項第 5 号中「、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者」を削り、「休止等」を「休廃止等」に改め、「、40の 3」を削り、「80① \mathbb{N} ②」を「80① \mathbb{N} 」に改め、同項第 6 号及び第 7 号中「80」を「80① \mathbb{N} 」に改め、同項第10号を削り、同項第 9 号中「80」を「80① \mathbb{N} 」に改め、同号を同項第10号とし、同項第 8 号中「13②、政令80」を「13①②、政令80① \mathbb{N} 」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 医薬品(体外診断			\circ			
用医薬品を除く。),						
医薬部外品又は化粧						
品の製造販売業の許						
可及び許可の更新						
(法12, 政令80② I)						

別表第6薬務課の表1の項第11号事項の欄を次のように改める。

別表第6薬務課の表1の項第12号事項の欄を次のように改める。

(12) 政令第80条第1項 第1号の規定に基づ く薬局製造販売の承認 に変更の承認を含む。)及び軽微な含 更の届出の処理(法 14①⑨⑩,政令80① I)

別表第6薬務課の表1の項第13号事項の欄を次のように改める。

(13) 政令第80条第2項 第5号の規定に基づ く医薬品(体外診断 用医薬品を除く。) 又は医薬部外品の製 造販売の承認(変更 の承認を含む。)及 び軽微な変更の届出 の処理(法14①⑨⑩, 政令80②V)

別表第6薬務課の表1の項第14号中「大臣許可医薬品を除く医薬品,」を「政令第80条第2項第7号イからホまでに掲げる医薬品(体外診断用医薬品を除く。)又は」に、「80」を「80②VII」に改め、同項第15号中「化粧品の製造販売の届出」を「薬局製造販売医薬品又は化粧品の製造販売品目の届出(変更の届出を含む。)」に、「80」を「80①III②VIII」に改め、同項第16号中「休止等」を「休廃止等」に改め、「、40の3」を削り、「80②」を「80②IIIV」に改め、同項第17号中「医薬品」の次に「(体外診断用医薬品を除く。)」を、「製造販売業」の

次に「及び製造業」を加え、同項第51号を削り、同項第50号中「及び検定合格証紙による封か ん命令(政令|を「等及び検定に合格した医薬品等に係る表示の確認(政令60②, | に改め, 同号を同項第68号とし、同項第49号中「58、」を削り、同号を同項第67号とし、同項第46号か ら第48号までを削り、同項第45号中「、医薬部外品、化粧品又は医療機器の」を「(体外診断 用医薬品を除く。) 又は医薬部外品(厚生労働大臣が指定するものを除く。)」に、「80、政 令80」を「80①、政令80②VII」に改め、同号を同項第63号とし、同号の次に次の3号を加える。

100] 2 100①,政	11 OO (VII)		,四万	を同り	以用的	375 C	. し,	刊万	U) IX	に次りる	万と加んる
64) 薬局開設等(の許可					\bigcirc		\circ		保健所	課長補佐
証等の書換える	交付及									長	は,本庁
び再交付(政会	令1の										が処理す
5, 106, 5	6, 6,										るものに
12, 13, 37 <i>O</i> 2	2, 37										限る。
Ø3, 37Ø9,	37O										
10, 430 4, 43	3の 5 ,										
430011, 430012	2, 45,										
46)											
(65) 許可台帳等(の調製					\circ					
(政令1の8,	8,										
15, 19, 24, 37	7の5,										
37 <i>O</i> 12, 43 <i>O</i>	7, 43										
Ø14, 48)											
(66) 薬局開設者7	からの							\circ		保健所	
取扱処方箋数の	の届出									長	
の処理(政令)	2)										
川古体で英な細の	+ 1 0 15/	\$\frac{1}{4}		. 2	Γ <u>π</u> α α	0.0	\	74.12			WE E O D 1 1

別表第6薬務課の表1の項第44号中「77①」を「76の3①」に改め、同号を同項第59号とし、 同号の次に次の3号を加える。

(60) 指定薬物等である 疑いのある物品の検 査及び製造等の制限 (法76の6①②③④ ⑤⑦)		0					
(61) 指定薬物の廃棄, 回収等の命令(法76 の7)		0					
(②) 指定薬物等の販売 者等に対する報告の 徴収並びに店舗等へ の立入検査及び指定 薬物等の収去(法76 の8①)			0		0	保健所 長	課長は, 本庁が処 理するも のに限る。

別表第6薬務課の表1の項第43号中「大臣許可医薬品,医薬部外品,化粧品若しくは医療機 器」を「医薬品」に、「若しくは製造業者又は医療機器の修理業者」を「等」に、「具申」を 「通知」に改め、同号を同項第56号とし、同号の次に次の2号を加える。

(57) 医療機器又は体外		\bigcirc				
診断用医薬品の製造						
業者の登録の取消し						
及び業務の停止命令						
(法75の2①, 政令						
80③ V)						
(58) 医療機器又は体外		\bigcirc				
診断用医薬品の製造						

業者の登録の取消し						
又は業務の停止命令						
を必要とする旨の通						
知 (法75の2②)						

別表第6薬務課の表1の項第42号中「, 医薬品の販売業者又は医療機器の販売業者若しくは 賃貸業者, 大臣許可医薬品を除く医薬品, 医薬部外品, 化粧品又は医療機器(厚生労働大臣が 指定するものを除く。)の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者」を「等」 に, 「80」を「80①IV②II IV③II V④II」に改め, 同号を同項第55号とし, 同項第41号を同項 第52号とし, 同号の次に次の2号を加える。

	 77F / C	00				
(53) 政令第80条第1項			\circ			
第1号の規定に基づ						
く薬局製造販売医薬						
品の製造販売の承認						
の取消し及び承認事						
項の変更命令(法74						
の2, 政令80①Ⅳ)						
64) 政令第80条第2項			0			
第5号の規定に基づ						
く医薬品(体外診断						
用医薬品を除く。)						
又は医薬部外品の製						
造販売の承認の取消						
し及び承認事項の変						
更命令 (法74の2,						
政令80②VI)						
	 . =		 	 	 	

別表第6薬務課の表1の項第40号中「73」の次に「,政令80①IV②II IV③II V④II」を加え、同号を同項第51号とし、同項第39号中「大臣許可医薬品を除く」及び「,医薬部外品、化粧品又は医療機器(厚生労働大臣が指定するものを除く。)」を削り、「若しくは製造業者又は医療機器の修理業者」を「等」に、「第72の4、政令80」を「72の4、政令80①IV②II IV③II V④II」に改め、同号を同項第48号とし、同号の次に次の2号を加える。

(49) 承認前の医薬品等 又は指定薬物等に係 る違法広告に対する 中止命令等(法72の 5①,76の7の2①		0				
2)						
(50) 特定電気通信役務			0			
提供者に対する措置 の要請(法72の5②,						
7607023)						

別表第6薬務課の表1の項第38号中「, 医薬品の販売業者又は医療機器の販売業者若しくは賃貸業者」を「等」に改め, 「72の4」の次に「, 政令80①IV②IIIV③II V④II」を加え, 同号を同項第47号とし, 同項第37号を同項第46号とし, 同項第36号中「, 店舗販売業者又は配置販売業者」を「等」に改め, 同号を同項第45号とし, 同項第35号中「の改善命令及び」を「等の改善命令,業務の停止命令及び施設の」に, 「80」を「80②IIIV③II V④II」に改め, 同号を同項第44号とし, 同項第34号中「受検命令」を「検査命令」に改め, 同号を同項第43号とし, 同項第33号を同項第42号とし, 同項第32号中「に対する報告の命令」を「からの報告の徴収」に, 「69①②③」を「69①②③④⑤」に改め, 同号を同項第41号とし, 同項第31号を削り, 同項第30号中「医療機器」の次に「(厚生労働大臣が指定するものを除く。)」を, 「の許可」の次に「(変更又は追加の許可を含む。)」を加え, 「40の2②③, 政令80」を「40の2①②

③⑤,政令80③Ⅳ」に改	め,同号を	一同項第34	4号とし,	同号	の次	に次	の 6	号を加え	る。
(35) 再生医療等製品の)		0						
販売業の許可(法4	0								
O 5 (1)(2)									
(36) 再生医療等製品の)		0			0		保健所	課長は,
販売業の許可の更新								長	本庁が処
(法40の5④)	1								理するも
									のに限る。
(37) 再生医療等製品の)					0		保健所	課長は、
販売業の休廃止等の								長	本庁が処
届出の処理(法400								及	理するも
7 [10])									でに限る。
(38) 薬局の管理者等に	-								
								保健所	課長は,
対する再生医療等類	-							長	本庁が処
品及び生物由来製品									理するも
に関する指導及び即	-								のに限る。
言 (法68の8,68の									
23)									
(39) 医薬品の製造販売									
業者等からの回収の									
報告の処理(法68の									
11, 政令80①Ⅳ②Ⅰ	I								
IV ③ II V ④ II)									
(40) 生物由来製品の製	보								
造管理者の承認(治	片								
68の16①,政令80②									
IV)									
別表第6薬務課の表1	の項第29号	h中「賃貸	業」を	「貸与	·業」	に,			
「○ ○ 保健所	係長は,				保	健所			
長	本庁が処	ւ			長				
	理するも	を と							に改め,
	のに限る。								
	くという。								
号を同項第33号とし,同	項第28号を	と削り, 同]項第27号	き中「	賃貸	業の	許可	(法39①	②」を「貸
業の許可及び許可の更新	(法39①②	(4)」に、							
	保健所	課長は,							
	長	本庁が処	L						
		理するも	な						
		のに限る。							
_		V)(ChX(J) c	<u> </u>						
	保健所								
	長								
			に引	女め,	同号	を同	項第	32号とし	,同項中第
					_		_	_	
号及び第26号を削り, 第	24号を第3	1号とし、	同項第2	3号中	ı [33	」を	۲ <u>3</u> 3	①」に改	め、同号を

号及び第26号を削り,第24号を第31号とし,同項第23号中「33」を「33①」に改め,同号を同項第30号とし,同項中第22号を第29号とし,第21号を第28号とし,同項第20号中「附則第2条に規定する既存一般販売業,同法附則第5条に規定する既存薬種商,同法」を削り,同号を同項第27号とし,同項第19号中「附則第5条に規定する既存薬種商,同法」を削り,同号を同項第26号とし,同項中第18号を第25号とし,第17号の次に次の7号を加える。

Г									
(18) 医療機器又は体外					\circ				
診断用医薬品の製造									
販売業者の許可及び									
許可の更新 (法23の									
2, 政令80③ I)									
(19) 医療機器又は体外					\circ				
診断用医薬品の製造									
業の登録及び登録の									
更新 (法23の2の3									
①③,政令80③Ⅲ)									
(20) 医療機器又は体外							0		
診断用医薬品の製造									
販売業者及び製造業									
者並びに医療機器の									
修理業者からの休廃									
止等の届出の処理									
(法23の2の16,40									
の3,政令80③ⅡⅤ)									
(21) 医療機器又は体外					\circ				
診断用医薬品の製造									
販売業及び製造業の									
許可の申請書等の経									
由 (法23の2の21)									
(22) 再生医療等製品の					\circ				
製造販売業の許可及									
び許可の更新 (法23									
の20,政令80④ I)									
(23) 再生医療等製品の							0		
製造販売業者からの									
休廃止等の届出の処									
理 (法23の36①, 政									
令80④Ⅱ)									
② 再生医療等製品の					\circ				
製造販売業及び製造									
業の許可の申請書等									
の経由(法23の41)									
別表第6薬務課の表1の	項に次の	2号	を加	える	o				
(6) 登録販売者名簿の							\circ		
登録事項の変更及び									
登録の消除(省令									
15909, 159010)									
(70) 販売従事登録証の						\circ			
書換え交付及び再交									
付(省令159の11,									
159Ø12)									

別表第6商工政策課の表4の項第1号中「36①②,55①④ [36②]」を「37①②,65①④」に改め、同項第2号中「36⑦,法37① [36⑦],55④ [36⑦]」を「37⑦,38①,65④」に改め、同項第3号中「37① [36②],55④ [36②]を「38① [37②],65④ [37②]に改め、同表5の項を削り、同表6の項第2号中「11① II ② III」を「11① II ② III」⑤⑥」に改め、同項第3号から第11号までの規定中「11① IV② IV 」を「11① IV② IV ⑤⑥」に改め、同項第12号中「11①

${ m IV}$ ③」を「 11 ① ${ m IV}$ ③⑤⑥」に改め,同項第 13 号中「 11 ① ${ m IV}$ 」を「 11 ① ${ m IV}$ ⑤」に改め,同項第 14
号及び第15号中「11①IV②V」を「11①IV②V⑤⑥」に改め,同項第16号中「11②I」を「11
②I⑥」に改め,同項第17号及び第18号中「11①V②Ⅵ」を「11①V②Ⅵ⑤⑥」に改め,同項
を同表5の項とし、同表7の項第2号から第10号まで及び第13号から第21号までの規定中「33
①」を「32①」に改め、同項を同表6の項とし、同表8の項第4号中「認可及びそれに係る通
知(法46②④〔28〕」を「届出の処理(法46⑤」に,「 🔘 📗 _ を

別表第6産業立地課の表1の項事務の種類の欄中「以下」を「平成11年法律第18号。以下」に改め、同項第1号中「25①⑤」を「28①⑤」に改め、同項第2号中「25④⑤」を「28④⑤」に改め、同項第3号中「26①、27②」を「29①、30②」に改め、同項第4号中「26②」を「29②」に改め、同項第5号中「26④⑥、27③」を「29④⑥、30③」に改め、同項第6号中「27②」を「30②」に改め、同表3の項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 電気工事業の開始			\circ			
の通知をした者に対						
する事業開始の延期						
等の勧告(法17の3)						

別表第6産業立地課の表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から14の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第6水産振興課の表中35の項を36の項とし、32の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、同表31の項事務の種類の欄中「以下」を「平成12年法律第15号。以下」に改め、同項を同表32の項とし、同表中30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、同表27の項事務の種類の欄中「以下」を「昭和30年法律第136号。以下」に改め、同項を同表28の項とし、同表中26の項を27の項とし、19の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、18の項の次に次の1項を加える。

2 1 NEMPLO	0						
19 内水面	(1) 内水面水		\circ				
漁業の振	産資源の回						
興に関す	復に関する						
る法律	施策及び内						
(平成26	水面におけ						
年法律第	る漁業環境						
103号。	の再生に関						
以下この	する施策の						
項中「法」	実施に関す						
という。)	る計画の策						
の施行に	定(変更を						
関する事	含む。),						
務	河川管理者						
	との協議及						
	び公表(法						
	10)						
	(2) 協議会の		\circ				
	設置 (法35						
	2)						

別表第6漁港漁場課の表4の項第12号中「海岸保全区域」を「海岸保全区域等」に改め、「10②」の次に「、37の8」を加え、同項第13号中「12①②」を「12①②③、37の8」に改め、同項第14号中「12③④⑤⑥⑦」を「12④⑤⑥⑦⑧、37の8」に改め、同項第15号中「12の2」

の次に「,37の8」を加え、同項中第38号を第48号とし、第31号から第37号までを10号ずつ繰 り下げ、同項第30号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め、「32③」の次に「,37 の8」を加え、同号を同項第40号とし、同項第29号を同項第39号とし、同項第28号中「28②」 の次に「,37の8」を加え、同号を同項第38号とし、同項第27号を同項第37号とし、同項第26 号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」に改め、「24②」の次に「,37の8」を 加え,同号を同項第36号とし,同項第25号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」 に改め、「24①」の次に「,37の8」を加え、同号を同項第35号とし、同項第24号を同項第29 号とし、同号の次に次の5号を加える。

テ <u>とし、回号の伙に次の5</u>	方を加え	る。									
(30) 災害時における緊					\circ						
急措置(法23①②,											
3708)											
(31) 災害時における緊					0						
急措置に伴う損失補											
償の決定等(法23③											
45 (12023),											
3708)											
③2) 海岸協力団体の指					\circ						
定及び変更の届出の											
処理並びにそれらに											
係る公示(法23の3,											
37の8)											
(33) 海岸協力団体に対					0						
する報告の要求及び											
措置命令並びに海岸											
協力団体の指定の取											
消し及びそれに係る											
公示 (法23の5,37											
08)				\longmapsto						11. I N II	
(34) 土地の占用等に係									\circ	地域振	
る海岸協力団体との										興局長	
協議(法23の7,37										(姶良	
Ø8)										・伊佐	
										地域振	
										興局長	
										を除	
										⟨ 。)	
										支庁	
										長	
川主体で海洲海坦部の古	1の西姓	00 🖽	<u></u> →, □	古安	0.E 🛱	1, 1		日。の	ソケノァ		ナ、カロニッ
別表第6漁港漁場課の表	.4 ツ垻男	43万	ど川	供用	_	را ک	,问	ケツ	がに	ひいる方	ど加んる。
(26) 海岸管理者以外の					0						
者の管理する操作施											
設に係る操作規程の											
制定等の勧告(法21											
の 2 ①②③)		<u></u>	<u> </u>								
② 操作規程の制定等				\circ							
の勧告に従わなかっ											
た場合の公表 (法21											
Ø 2 (4)											
(28) 操作規程の制定等					0						
		l	1	1	_						
の勧告に従わない場				ļ							

別表第6漁港漁場課の表4の項中第22号を第24号とし,第21号を第23号とし,第20号を第22号とし,同項第19号中「12の2②③〕」の次に「,37の8」を加え,同号を同項第21号とし,同項第18号中「18①②⑤」の次に「,37の8」を加え,同号を同項第20号とし,同項第17号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め,「17」の次に「,37の8」を加え,同号を同項第19号とし,同項第16号の次に次の2号を加える。

(17) 海岸管理者の管理			\circ			
する操作施設に係る						
操作規則の制定等						
(法14の2①③④)						
(18) 海岸管理者以外の			0			
者の管理する操作施						
設に係る操作規程の						
承認等 (法14の3①						
345)						

別表第6農村振興課の表14の項第1号中「5①4⑥」を「5①5⑦」に改め、同項第2号中「5⑤」を「5⑥」に改め、同表に次の2項を加える。

- 0 1 0 -		 	 /4F / C	9 0	 	 	
17 農業の	(1) 農業の有		0				
有する多	する多面的						
面的機能	機能の発揮						
の発揮の	の促進に関						
促進に関	する基本方						
する法律	針の策定						
(平成26	(変更を含						
年法律第	む。),公						
78号。以	表並びに農						
下この項	林水産大臣						
中「法」	への協議及						
という。)	び報告(法						
の施行に	5(1)(3(4)(5))						
関する事	(2) 農業の有			\circ			
務	する多面的						
	機能の発揮						
	の促進に関						
	する計画の						
	作成(変更						
	を含む。)						
	に係る協議						
	に対する回						
	答(法6④						
	(6)						
18 多面的	(1) 多面的機		\circ				
機能支払	能支払の実						
交付金に	施に関する						
関する事	基本方針の						
務	策定(変更						
	を含む。以						

	•			•		-	i
下この項に							
おいて同							
じ。)及び							
それに係る							
同意の取得							
手続							
(2) 多面的機			\circ				
能支払の実							
施に関する							
基本方針の							
策定に係る							
関係市町村							
との協議							

別表第 6 農業経済課の表13の項第21号中「50の 2 ⑧」を「50の 2 ⑦」に改め、同項第22号中「60①」を「60」に改め、同項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第50号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第51号中「97の 2 ⑫」を「97の 2 Ⅷ」に、「231① X IX」を「231① X IX」に改め、同号を同項第50号とし、同項中第52号を第51号とし、第53号を第52号とし、第54号を第53号とする。

別表第6食の安全推進課の表1の項を次のように改める。

		 	<i>/</i> , –				
1 農林物	日本農林規			\bigcirc			
資の規格	格の制定,確						
化等に関	認,改正及び						
する法律	廃止の農林水						
(昭和25	産大臣に対す						
年法律第	る申出(法8						
175号。	①, 9)						
以下この							
項中「法」							
という。)							
の施行に							
関する事							
務							

別表第6食の安全推進課の表に次の1項を加える。

1	久王准之称 · 公	 		 			
10 食品表	(1) 食品関連		\circ				
示法(平	事業者に対						
成25年法	する食品表						
律第70号)	示基準を遵						
の施行に	守すべき旨						
関する事	の指示及び						
務のうち	その旨の公						
品質表示	表並びにそ						
の適正化	れらの内容						
に関する	の消費者庁						
事務	長官及び農						
この項	林水産大臣						
中食品表	への報告						
示法を	(法6①,						
「法」,	7, 政令5						
食品表示	① I ③, 6						
法第15条	① I ③)						

のよのに政成の 大のに政成の 大のに政成の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	(2) 事す係令旨びの費へ(3) 事す係令旨びの費へ(5) での書の法,間の113(1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		0					
	(3) 食業の収検施れの長林へ法令別職等告び等びの費及産報②IV(4) (1) IIIIV(4)			0		0	地興一長長	地興及庁は告収立査実限域局び、,の及入等施る振長支長報徴び検のに。
	(4) に品除関に申そるにの長林へ(政で) 売す酒。るいのに査査費及産 の送令、のる類)表で理関並結者び大報(3) ① VI ののののでで、			0				

別表第6経営技術課の表3の項事務の種類の欄を次のように改める。

3 農業の 構造改革 を推進す

るための 農業経営 基盤強化 促進法等 の一部を 改正する 等の法律 (平成25 年法律第 102号) による廃 止前の青 年等の就 農促進の ための資 金の貸付 け等に関 する特別 措置法 (平成7 年法律第 2号。以 下この項 中「旧法」 という。) の施行に 関する事

別表第6経営技術課の表3の項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「指定及び」を削り、「並びにそれら」を「及びそれ」に、「法5①②④」を「旧法5③④」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「(変更を含む。)」を「の変更」に、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「変更」の次に「の認可」を加え、「法」を「旧法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「法」を「旧法」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「法」を「旧法」に改め、同号を同項第5号とする。

別表第6畜産課の表7の項事務の種類の欄中「薬事法の」を「医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の」に,「薬事法を」を 「医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律を」に, 「薬事法施行 令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36 年政令第11号) | に改め、同項第5号中「法」の次に「24①、」を加え、「83の2の2①| を「83の2の3①」に改め、同項第8号中「賃貸業」を「貸与業」に、「39①」を「39①②」 に改め、同項第9号及び第10号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項第11号中「69①②③」 を「69①②③④⑤」に改め、同項第14号中「受検命令」を「検査命令」に改め、同項第15号中 「の改善命令及び」を「等の改善命令,業務の停止命令及び施設の」に,「80」を「80②ⅡⅣ ③ Ⅱ V④ Ⅱ 」に改め、同項第17号中「73」の次に「、政令80①Ⅳ② Ⅲ Ⅳ③ Ⅲ V④ Ⅲ 」を加え、 同項第18号中「配置販売業」を「配置販売業者」に、「の業務又はその」を「又は」に、「の 命令」を「命令」に改め、同項第19号中「75①」の次に「,政令80①Ⅳ②ⅡⅣ③ⅡV④Ⅱ」を 加え、同項第20号中「医薬品等の製造業者」を「医薬品の製造販売業者」に、「の処分」を 「命令」に、「具申」を「通知」に改め、同項第25号中「58、」を削り、同項第26号中「出願 者に対する」を削り、「及び検査合格証紙による封かんの実施(政令」を「等及び検定に合格 した医薬品等に係る表示の確認(政令60②,」に改める。

		児	島	県	公	轮		7	4成2	7年	3月	31日	(火) 🥫	第3097号	0) [T
別表第6農地	1整備割	里の表	€2 Ø	項第	2 号	. 由「	50	67)」を	ſ 5	27	(8)	に改め	同項第3	号中
「5 ④ ⑦」を「															
中「こと」を「		_						_			_				
次に次の1号を			, ,	1.4.5	C 11.4	1 1/1/	00.5		, 1.5	2///	20.5	C 1.4	X/101/	C 0, 114	,, ,,
(32) 鹿児島												0	地域振		
料等徴収													興局長		
12年鹿児													支庁		
67号) の													長		
る事務	7E 1 (-	124 /													
別表第6農地	整備部	果の表	· 2の	項中	第19	号を	第30	号と	し,	 第18	号を	第29	上 号とし、	 第17号を	 第28
号とし, 同項第															
「22①②」を「									-	-		_		-	-
を加える。					_										
(23) 災害時	におけ	る緊										0	地域振		
急措置(注	法23①	2)											興局長		
													支庁		
													長		
(24) 災害時	におけ	る緊					0								
急措置に	伴う損	失補													
償の決定	等(法	23③													
45 (120	220	3))													
(25) 海岸協	力団体	の指						0							
定及び変	更の届	出の													
処理並び	にそれ	らに													
係る公示	(法230	03)													
(26) 海岸協	力団体	に対						\circ							
する報告	の要求	及び													
措置命令	並びに	海岸													
協力団体	の指定	の取													
消し及び	それに	係る													
公示 (法:	230 5)													
(27) 土地の	占用等	に係										0	地域振		
る海岸協力	力団体	との											興局長		
協議(法2	230) 7)											支庁		
													長		
別表第6農地	2整備部	果の表	₹2の	項第	15号	中「	124	5]	を「	12の	22	3]	に改め,	同号を同	項第
18号とし,同号			3 号	を加	える	0							1		
(19) 海岸管:								0							
者の管理	する操	作施													
設に係る															
制定等の		法21													
Ø 2 1 2 (1												
(20) 操作規							0								
の勧告に	従わな	かつ													

た場合の公表 (法21 Ø 2 (4) (21) 操作規程の制定等 \bigcirc の勧告に従わない場 合の措置命令及びそ れに係る損失補償の

		鹿	児	島	県	公	報		<u>ম</u>	7成2	7年	3 月	31日	(火)	第3097号の17
) 決定(法2	1003	[12	ĺ		ĺ			ĺ	ĺ					1
	0223		(12												
	別表第6農地	整備調	果の表	20	項中	第14	号を	第17	'号と	l,	第13	号を	第16	号とし,	同項第12号中
Γ	1245」を「	120 2	223	」に	改め	,同	号を	同項	第15	号と	L,	同項	中第	11号を算	第14号とし,第
10	号を第13号と	し, 同]項第	9 号 1	中「1	230	156	5)] ?	٤ [1	2002	2] [3	改め),同	号を同る	項第10号とし,
同	号の次に次の	2号を	かえ	る。											
	(11) 海岸管理	里者の	管理						0						
	する操作が	施設に	係る												
	操作規則	の制力	定等												
	(法14の2	2 (1)(3)	4)												
	(12) 海岸管理								\circ						
	者の管理す														
	設に係る哲		•												
	承認等(沒	と14の	3 ①												
	345)														
	別表第6農地			2の	項第	8 号	の次	に次	の1	号を	加え	る。			
	(9) 海岸管理							\circ							
	工作物の関		(法												
	124567		T ~ +			0 = 1		네스 국네			C 1717	나 나) E +		
															なめ、同項中第
							でを	5 号	すつ	繰り	トけ	,第	62号	を削り、	第61号を第65
カ	とし、同号の			方と 	加え	る。								그나 수구 시대	.
	(66) 道路予算												0	地域振	
	おける土地													興局長	
	変更等の計 ①)	† H] (·	法91											支庁	
	(67) 道路予算		Ы 17						0					長	
	おける土地														
	変更等に使														
	グスサにり														
	4 (692)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	310												
			単の表	<u>Ι</u> · 1 Ø	項中	第60	号を	笙64	 号 <i>レ</i>	1.	第55	号か	ら第	59号主つ	 でを 4 号ずつ綽
Ŋ	下げ,第54号									-		75 75	231	0075 &	
	(58) 限度超過			, 	1. 3 3	- ,,	(-5(0	地域振	
	有し、又に													興局長	
	る者からの)報告	の徴											支庁	:
	収及び立力	人検査	の実											長	
	施(法720	2 (1))												
	別表第6道路	維持調	果の表	10	項中	第53	号を	第56	号と	l,	第38	号か	ら第	52号まっ	でを3号ずつ繰
ŋ	下げ,第37号	の次に	こ次の	3 号	を加	える	0								
	(38) 限度超過	過車両	の通										0	地域振	
	行を誘導す	トベき	道路											興局長	
	の指定等に	こつい	ての											支庁	
	国土交通力	て臣か	らの											長	
	協議につい	いての	決定												
	(法47の3	3(2)													
	(39) 限度超過												0	地域振	
	行の許可基													興局長	
	更に係る													支庁	•
	む。)の国	1土交	通大	<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			長	
							_	34	_						

臣への提供(法47の 3④⑤)							
(40) 国土交通大臣に対 する限度超過車両の 通行の許可に関する					0	地域振 興局長 支庁	
情報の提供の要請 (法47の3⑨)						長	

別表第6道路維持課の表8の項事務の種類の欄中「に基づく」を「(平成11年鹿児島県条例第11号)に基づく」に、「を「規則」を「(平成11年鹿児島県規則第76号)を「規則」に改め、同項を同表9の項とし、同表7の項の次に次の1項を加える。

⊒].	<u> 惧を回衣 9 の</u>	項とし、同表7	<u>の</u> 場の	火に	<u>伙</u> の	1 坦	ど川	える	0	 		
	8 災害対	(1) 災害時に				0						
	策基本法	おける車両										
	(昭和36	の移動等の										
	年法律第	命令に係る										
	223号)	道路の区間										
	の施行に	の指定等										
	関する事	(法76の 6										
	務	①②,政令										
	この項	330 3 1)										
	中災害対	(2) 災害時に								\circ	地域振	
	策基本法	おける車両									興局長	
	を「法」,	の移動等の									支庁	
	災害対策	命令及び自									長	
	基本法施	ら行う措置										
	行令(昭	の決定等										
	和37年政	(法76の 6										
	令第288	(1)(3)										
	号) を	(3) 災害時に								\circ	地域振	
	「政令」	おける他人									興局長	
	という。	の土地の一									支庁	
		時 使 用 等									長	
		(法76の 6										
		4)										
		(4) 指定都市			\circ							
		の市道以外										
		の市町村道										
		の道路管理										
		者に対する										
		道路の区間										
		の指定等の										
		指示(法76										
		の7)										
		(5) 車両その					0					
		他の物件の										
		破損又は他										
		人の土地の										
		一時使用等										
		に係る損失										
		補償の決定										
Ĺ		(法82①)										

鹿 児 島 県 公 報

,	別表第6河川課の表1の	項第37号	及び	第67	'号中								
			を							地域 興局 支 長	長しに	改め,同表	₹5
全③項児「第「	項第5号中「5②⑦⑨」 区域等」に改め,「10② ,37の8」に改め,同項 第15号中「12の2」の次 島県規則第122号)の施 (平成12年鹿児島県条例 46号とし,第31号から第 海岸保全施設等」に改め	」の次に 第14号中 に「, 37 行」に改 第67号) 第35号まで , 「32③	「, 「12 の8 め, の施 ごを1(- 37の 3 3 1 同 行 号 に	8」 ⑤加 を は で が に の が に の が に の が に の が に の が に の に 。 。 に 。 。	を ⑦ り 可 の の の の の の の の の の の の の	えを項第48号 同げ 8 」	同項(12年) 38号 と同いた を 同いた を しんしょう かんしょう しゅう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	第13 ⑤ 中 , 項 頁 え,	号 (予) (の) (現) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	「12①② ,37の8 行」を「 第37号中 とし、海 中 「海 関 で 同項第	」を「12① 」に改り, (平成12年 「の施行」 項中第36号 保全施設」 40号とし,	②同鹿ををを同
	第29号を同項第39号とし 号とし,同項第27号を同												
	台帳等」に改め,「242					-	•						- '
中	「海岸保全区域台帳」を	「海岸保	全区	域台	帳等	」に	改め	, Γ	24①] Ø	次に「,	37の8」を	之加
え,	, 同号を同項第35号とし	,同項第	24号	を同	項第	29号	とし	,同	号の	次に		を加える。	_
	(30) 災害時における緊 急措置(法23①②, 37の8)									0	地域振興局長		
-	(91) (((中は)テキバナブ取										長		_
	(31) 災害時における緊急措置に伴う損失補償の決定等(法233) ④⑤ [12の2②3], 37の8)												
	(32) 海岸協力団体の指定及び変更の届出の処理並びにそれらに					0							
	係る公示(法23の3, 37の8)												
-	(33) 海岸協力団体に対する報告の要求及び措置命令並びに海岸協力団体の指定の取消し及びそれに係る公示(法23の5,37					0							
E	の8) (34) 土地の占用等に係									0	地域振		-
	る海岸協力団体との 協議(法23の7,37 の8))	與局長 支庁 長		
ļ	別表第6河川課の表5の	項第23号	を同	項第	25号	とし	,同	号の	次に	次の	3号を加	える。	<u>-</u> -
	(26) 海岸管理者以外の 者の管理する操作施 設に係る操作規程の 制定等の勧告(法21 の2①②③)					0							

(27) 操作規程の制定等 の勧告に従わなかっ た場合の公表(法21 の2④)		0				
(28) 操作規程の制定等 の勧告に従わない場 合の措置命令及びそ れに係る損失補償の 決定(法21の3[12 の2②③])			0			

別表第6河川課の表5の項第22号を同項第24号とし、同項第21号中「者が」を「者の」に改め、同号を同項第23号とし、同項第20号を同項第22号とし、同項第19号中「12の2②③〕」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第21号とし、同項第18号中「18①②⑤」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第20号とし、同項第17号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め、「17」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第19号とし、同項第16号の次に次の2号を加える。

(17) 海岸管理者の管理			\circ			
する操作施設に係る						
操作規則の制定等						
(法14の2①③④)						
(18) 海岸管理者以外の			\bigcirc			
者の管理する操作施						
設に係る操作規程の						
承認等 (法14の3①						
345)						

別表第6砂防課の表4の項第4号中「6①⑥」を「7①⑥」に改め、同項第5号中「6③⑥」を「7③⑥」に改め、同項第6号中「6④⑤⑥」を「7④⑤⑥」に改め、同項第7号中「8①⑧」を「9①⑧」に改め、同項第8号中「8③⑨」を「9③⑨」に改め、同項第9号中「8④⑤⑨」を「9④⑤⑨」に改め、同項第10号中「9①」を「10①」に改め、同項第11号中「13①」を「14①」に改め、同項第12号中「13②」を「14②」に改め、同項第13号中「14」を「15」に改め、同項第14号中「16①」を「17①」に改め、同項第15号中「16③」を「17③」に改め、同項第16号中「17①②」を「18①②」に改め、同項第17号中「17③」を「18③」に改め、同項第18号中「19」を「20」に改め、同項第19号中「20①」を「21①」に改め、同項第20号中「20②」を「21②」に改め、同項第21号中「20③」を「21③」に改め、同項第22号中「21①」を「22①」に改め、同項第33号を第35号とし、第29号から第32号までを2号ずつ繰り下げ、同項第28号中「29」を「31」に改め、同号を同項第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) 避難のための立退			\circ				
きの指示等の解除に							
関する市町村長に対							
する助言 (法32)							

別表第6砂防課の表4の項第27号中「28」を「30」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号中「28」を「30」に改め、同号を同項第27号とし、同項第25号中「26①」を「28①」に改め、同号を同項第26号とし、同項第24号の次に次の1号を加える。

,	, , , , , , , , , ,	•	 		. –	–	- 0		
② 危険降雨量の設定				0					
並びに土砂災害警戒									
情報の通知及び一般									
に周知させるための									
措置の実施(法27①)									

別表第6港湾空港課の表6の項第13号中「海岸保全区域」を「海岸保全区域等」に改め、

「10②」の次に「、37の8」を加え、同項第14号中「12①②」を「12①②③、37の8」に改め、同項第15号中「12③④⑤⑥⑦」を「12④⑤⑥⑦⑧、37の8」に改め、同項第16号中「12の2」の次に「、37の8」を加え、同項第39号中「の施行」を「(平成12年鹿児島県規則第122号)の施行」に改め、同号を同項第49号とし、同項第38号中「の施行」を「(平成12年鹿児島県条例第67号)の施行」に改め、同号を同項第48号とし、同項中第37号を第47号とし、第32号から第36号までを10号ずつ繰り下げ、同項第31号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め、「32③」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第41号とし、同項第30号を同項第40号とし、同項第29号中「28②」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第39号とし、同項第28号を同項第38号とし、同項第27号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」に改め、「24②」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第37号とし、同項第26号中「海岸保全区域台帳」を「海岸保全区域台帳等」に改め、「24②」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第36号とし、同項第25号を同項第30号とし、同号の次に次の5号を加える。

項第25号を同項第30号と	し, 同号	の次	に次	の 5	号を	加え	る。				·
(31) 災害時における緊									\bigcirc	地域振	
急措置(法23①②,										興局長	
37の8)										支庁	
										長	
(32) 災害時における緊					\circ						
急措置に伴う損失補											
償の決定等(法23③											
45 (120 2 23),											
37の8)											
(33) 海岸協力団体の指					0						
定及び変更の届出の											
処理並びにそれらに											
係る公示(法23の3,											
37008)											
(34) 海岸協力団体に対					0						
する報告の要求及び											
措置命令並びに海岸											
協力団体の指定の取											
消し及びそれに係る											
公示 (法23の5, 37											
08)											
(35) 土地の占用等に係									0	地域振	
る海岸協力団体との										興局長	
協議 (法23の7, 37										支庁	
08)										長	
別表第6港湾空港課の表	6の項第	24号	を同	項第	26号	とし	,同	号の	次に		を加える。
(27) 海岸管理者以外の					0						
者の管理する操作施											
設に係る操作規程の											
制定等の勧告(法21											
O 2 (1)(2)(3))											
(28) 操作規程の制定等				0							
の勧告に従わなかっ											
た場合の公表 (法21											
Ø 2 (4)											
(29) 操作規程の制定等					0						
の勧告に従わない場											
合の措置命令及びそ											

れに係る損失補償の						I
決定(法21の3〔12						
O 2 23])						

別表第6港湾空港課の表6の項中第23号を第25号とし、第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、同項第20号中「12の2②③〕」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第22号とし、同項第19号中「18①②⑤」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第21号とし、同項第18号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め、「17」の次に「、37の8」を加え、同号を同項第20号とし、同項第17号の次に次の2号を加える。

(18) 海岸管理者の管理			\circ			
する操作施設に係る						
操作規則の制定等						
(法14の2①③④)						
(19) 海岸管理者以外の			\circ			
者の管理する操作施						
設に係る操作規程の						
承認等 (法14の3①						
345)						

別表第6建築課の表3の項第4号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項第6号中「宅地建物取引主任者資格」を「宅地建物取引士資格」に改め、同項第7号中「宅地建物取引主任者資格登録事項」を「宅地建物取引士資格登録事項」に改め、同項第8号中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改め、同項第9号中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同項第14号中「宅地建物取引主任者等」を「宅地建物取引士等」に改め、同項第22号中「宅地建物取引主任者資格試験合格者」を「宅地建物取引士資格試験合格者」に改め、同項第25号中「取引主任者の懲戒処分」を「宅地建物取引士の監督処分」に改める。

別表第6危機管理防災課の表に次の1項を加える。

6 強くし	国土強靱化	\circ					
なやかな	地域計画の策						
国民生活	定 (法13)						
の実現を							
図るため							
の防災・							
減災等に							
資する国							
土強靱化							
基本法							
(平成25							
年法律第							
95号。以							
下この項							
中「法」							
という。)							
の施行に							
関する事							
務							

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。